

事業主 殿

税務会計監査事務所健康保険組合
理事長 尾内 正道

被保険者証(保険証)の更新と令和元年度被扶養者の資格確認(検認)について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当組合の事業運営にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、保険証の有効期限が、令和2年3月末日までとなっておりますので、令和2年1月から順次新しい保険証への切り替え手続きを予定しております。また、保険証の更新にあわせて、『健康保険法施行規則』第50条および、『厚生労働省保険局通知』に基づき、『被扶養者資格確認』(以下、『検認』という)を実施いたします。検認対象者がいらっしゃる事業所へは、この通知文とともに、「被扶養者資格確認届」「令和元年度検認用添付書類一覧表」をお送りいたしますので、該当する被保険者の方へ配布していただき、記載内容をご確認の上、必要書類を添付し、事業所で取りまとめて期限までに当組合へご提出ください。

この検認は、皆様からお預かりした保険料を適正に支出するため、被扶養者として認定を受けている方が、引き続きその資格があるかどうかを確認させていただく大切なものです。また、監督官庁からも毎年実施するよう指導を受けておりますので、お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、周知方、ならびにご理解とご協力をお願い申し上げます。

※当組合の被保険者・被扶養者の方のうち、令和2年4月1日までに後期高齢者医療制度(75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害のある方)に該当する方につきましては、新しい保険証の切り替えは行いませんが、後期高齢者医療制度への切り替えは必要になります。手続きを行う時期が参りましたら、あらためてお知らせいたしますので、保険証・高齢受給者証を添付のうえ、「資格喪失届」・「被扶養者異動(削除)届」を当組合にご提出ください。

記

■ 実施要領

1. 今回検認対象者のいる事業所について

この通知文とともに検認対象者が記載された「被扶養者資格確認届」を同封いたしますので、該当の被保険者へ配布していただき、記入・捺印、必要書類を添付のうえ、事業所ごとに取りまとめて下記期限までに当組合へご提出くださいますようお願いいたします。(必要書類)は別紙参照)

【今年度「検認」対象となる被扶養者】

・組合が必要と判断した方

検認の提出期限・令和2年1月31日(金)

2. 今回検認対象者のいない事業所について

令和2年1月より新しい保険証(新証)を順次お送りいたしますので、新証が届き次第、全員分の現在お使いの保険証(旧証)を事業所ごとに取りまとめ、当組合にご返送ください。

組合からのお願い

今回「被扶養者資格確認届」が同封されていない方であっても、被扶養者のいる方については、扶養が引き続き適正か否かを、事業主または、ご担当者で確認をお願いします。

<確認例>

- ・被扶養者が60歳未満の方は、年間130万円未満の収入であるか。(60歳以上は180万円未満であるか)
- ・夫婦共働きの場合は、収入が多い方で子供を扶養しているか。
- ・別居の場合は、毎月その別居世帯を上回る額を振込みにより、仕送りをしているか。
- ・扶養認定時に誓約した添付書類を忘れずに提出しているか。
(雇用保険関係の書類、源泉徴収票、住民税非課税証明書など)

※検認に必要な書類を期日までにご提出いただけない場合は、『健康保険法施行規則』第50条7項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」により、令和2年2月1日付で当該被扶養者の方の被扶養者資格がなくなり、保険証は無効となりますのでご注意ください。

※今回検認対象者に該当していなくても、確認は大切です。被扶養者の認定後、後になって収入が扶養認定基準額以上だった等、判明した場合には、その時点に遡って扶養から削除させていただくことになります。

被扶養者の方からは、保険料をいただいておりますので、皆さまの大切な保険料を適正に使用するためにも、『被扶養者の資格確認』へのご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

※検認対象者のいる事業所の新証につきましては、ご提出いただいた「被扶養者資格確認届」と添付書類を確認し、書類不備がある場合を除いて、完備された事業所から令和2年1月以降、順次お送りいたします。

※現在お使いの保険証は、新しい保険証を受領後、事業所単位で速やかにご返却ください。

さい。

なお、旧証を紛失した方については、「被保険者証滅失届」の提出が必要になります。
(届出用紙は、ホームページよりダウンロードできます。)

この用紙と別紙『令和元年度検認用添付書類一覧表』をコピーして検認該当者にお渡しください。

《検認に必要な添付書類の例》

※市区町村から入手する書類については、発行日が1ヶ月以内の最新のものに限り、原則として全て原本での提出が必要となります

【収入の確認】 扶養認定基準額を超えていた場合には、その時点にさかのぼり扶養削除となります

★令和元年度住民税非課税証明書または住民税課税台帳記載事項証明書

※収入金額が記載されているものに限る

→収入金額が記載されている場合には、その内容を確認させていただくために以下（★）の書類も必要です

★令和元年分源泉徴収票

★日本年金機構から送付された年金額改定通知書、年金振込通知書のいずれか1つ（直近のもの）

※対象者が遺族年金を受給している場合には、遺族年金の年額通知書も必要

※年金の源泉徴収票は不可

★公的年金以外にも厚生年金基金・企業年金・個人年金等の年金受給がある場合には、その直近の支給額の証明となるもの

★令和元年分の確定申告書一式の写し（決算書等を含む全て必要。なお、税務署の受理印があるものに限る。電子申請の場合には、メール詳細の表紙、および受付番号がわかるものに限る）

*確定申告書では、「収入」金額で被扶養者資格を確認します

★直近3ヶ月分の給与明細

・令和2年分給与所得者扶養控除申告書の写し

※給与支払者受付欄に事業主又は事業所の印があるものに限り（担当印は不可）

【扶養義務者の確認】

・世帯全員の住民票（本籍地・マイナンバー以外の項目は省略不可）

※被扶養者に被保険者以外の同居者で18歳以上の方がいる場合、それらの方全員（高校生以下は除く）の収入の確認書類（上記★）が必要です

※同居所でも、住民票が同一でない場合には、「生計が別である」と見なします。

【生計維持関係の確認】

・別居の場合、令和元年6月～11月までの6ヶ月間の毎月仕送り金額のわかるもの（通帳の名義も必要）

※上記6ヶ月間の仕送りが証明できない場合（手渡しなど）や、別居世帯全員の収入額の方が、仕送り額より多い場合には、生計維持関係がないものと判断し、扶養から削除していただきます

・同封の更新用「申立書B」… 別居の被扶養者に毎月仕送りしている場合

■扶養認定基準額とは

60歳未満・・・年間130万円未満(月額108,333円未満)

60歳以上・・・年間180万円未満(月額150,000円未満)

【身分証】

- ・学生証の写し（裏面等有効期限がわかる部分も必要）又は、在学証明書（ただし、6ヶ月以上の在学期間があるものに限る）
- ・外国籍の方の場合、在留カードの写し

【その他】

- ・同封の更新用「申立書A」… 令和元年11月現在63歳以上で年金を受給していない場合
- ・夫婦共働きで子供を扶養し、配偶者が育児休業中の場合、扶養申立書式(5)と(12)

*以上の書類は、ご提出いただくものの例です。

他の書類をお願いする場合がありますので、ご協力をお願い致します。また、ご提出いただいた書類を確認後、さらに他の書類をお願いする場合がありますので予めご承知おきください

*確定申告書一式（決算書含む全て）の写しについては、確定申告が済み次第、保険証の記号番号を記載して、申告後にご提出ください。なお、その他の書類については、確定申告書の写しを提出可能な時期を記入したメモを貼付の上、提出期限内にご提出ください

*事業収入のある方は、当組合の『扶養認定基準』をご確認ください。収入ベースで認定基準額を超えている場合には、扶養から削除していただきます

*就職や後期高齢者への移行等で予め扶養削除となることが明確な場合、『健康保険被扶養者（異動届）』において、削除の手続き、ならびに保険証のご返却をお願い申し上げます